

宮若市告示第115号

宮若市市制20周年公式ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内外へ宮若市の持つ魅力を積極的に発信するために宮若市市制20周年公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、別記のとおりとする。

(使用の目的)

第4条 ロゴマークは、公益目的か否かに関わらず、本市の魅力発信や活性化に資する場合において使用することができる。

(使用の条件)

第5条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 本市の信用や品位を損なうおそれがないこと。
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反するおそれがないこと。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しないこと。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは大きさのみ変更可能とし、デザイン、色、文字等は変更して使用しないこと。
- (2) ロゴマークについて商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(努力義務)

第8条 使用者は、第5条各号に規定する事項に反しない上で、SNS等あらゆる媒体を使って宮若市市制20周年をPRするよう努めるものとする。

(違反に対する取扱い)

第9条 市長は、使用者がこの告示の規定に違反したときは、その使用の差止

めの請求、必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、前項の請求等を行った使用者に対して、ロゴマークを使用している物件等（以下「使用物件等」という。）の回収を求めることができる。

（損害等の責任）

第10条 市は、次に掲げる事項について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 前項の規定による請求等、使用物件等の回収その他ロゴマークの使用に関して使用者に生じた損害又は損失

- (2) 使用者が、その使用により第三者に対して与えた損害又は損失

（使用の禁止）

第11条 市の都合により、市長はいつでも本件ロゴマークの使用を禁止することができる。この場合において、使用者が被った損害又は損失について、市は一切その責めを負わないものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記（第3条関係）

カラー版



モノクロ版

